

四日市市告示第 49 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月18日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
1	北浜3号線	北浜町199 北浜町199	5.9~13.4	65.7	NO.1
2	北浜2号線	北浜町199 北浜町199	5.8~7.1	103.3	NO.2